

# インフルエンザについて

発熱、全身症状（全身倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛）、呼吸器症状がある時は受診をしましょう。診断を受けましたら園にお知らせ下さい。

登園のめやすは

**「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで」**  
 ですのでご協力をお願いします。

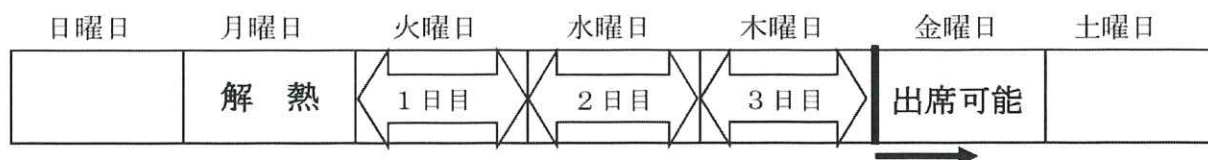
(2018年3月に改正された学校保健安全法施行規則のインフルエンザの出席停止期間に準じています。)

## <出席停止期間の算定について>

出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日（1日目）、水曜日（2日目）及び木曜日（3日目）の3日間を休み、金曜日から登園許可（出席可能）ということになります（**図1**）。

図1 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、その翌日から1日目と数えます（**図2**）。「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考慮して判断します。

なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過」するまでであるため、この両方の条件を満たす必要があります。



図2 インフルエンザに関する出席停止期間の考え方



また、保護者の方がインフルエンザを発症している場合は、送迎を控えて下さい。**（大人は発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで）** やむを得ない場合は、必ずマスクを着用し、門での送迎にしてください。ただし園内には入らないで下さい。